

社援発0319第28号
令和8年3月19日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」
の一部改正について

標記については、平成19年2月15日社援発第0215012号厚生労働省社会・援護局長通知「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>参考(改正後の通知全文) 社 援 発 第 0215012 号 平成 1 9 年 2 月 1 5 日</p> <p>第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 <u>第十五次改正</u></p> <p>省 略</p> <p><u>第十六次改正</u> <u>社 援 発 ※ ※ ※ ※ 第 ※ 号</u> <u>令 和 8 年 ※ 月 ※ ※ 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核市市長</p> <p>厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長</p> <p>生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、平成 1 7 年 1 0 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては、次によることとし、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p>	<p>参考(改正後の通知全文) 社 援 発 第 0215012 号 平成 1 9 年 2 月 1 5 日</p> <p>第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正</p> <p>省 略</p> <p><u>第十五次改正</u> <u>社 援 発 0 3 2 8 第 2 2 号</u> <u>令 和 7 年 3 月 2 8 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核市市長</p> <p>厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長</p> <p>生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、平成 1 7 年 1 0 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては、次によることとし、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p>

改 正 後	現 行								
<p>1～3 (略)</p> <p>4 国庫補助基準 (1) (略) (2) (1)により選定された額と、原則として、<u>18,300</u>千円(1,500千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円)以上とする。)とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p> <table border="1" data-bbox="107 815 1061 1222"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 815 656 906">施 設 の 種 類</th> <th data-bbox="656 815 1061 906">基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 906 656 1222">障害福祉サービス事業所、障害者支援施設</td> <td data-bbox="656 906 1061 1222">原則として、<u>20,300</u>千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 種 類	基 準 額	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>20,300</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)	<p>1～3 (略)</p> <p>4 国庫補助基準 (1) (略) (2) (1)により選定された額と、原則として、<u>17,100</u>千円(1,500千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円)以上とする。)とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p> <table border="1" data-bbox="1146 815 2107 1222"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 815 1697 906">施 設 の 種 類</th> <th data-bbox="1697 815 2107 906">基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 906 1697 1222">障害福祉サービス事業所、障害者支援施設</td> <td data-bbox="1697 906 2107 1222">原則として、<u>18,900</u>千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 種 類	基 準 額	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>18,900</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)
施 設 の 種 類	基 準 額								
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>20,300</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)								
施 設 の 種 類	基 準 額								
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>18,900</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)								